**業務提携契約書**

令和2年9月1日　ARC Informatique 日本支社である株式会社PcVue Japan(以下甲と言う)は、 エムティティ株式会社（以下乙と言う）とソフトウエア（以下本ソフトウエアと言う）の、日本市場における本ソフトウエアの販売強化のために、乙と協業体制を構築し、双方が共に発展するために、業務提携契約書を締結する。

甲及び乙は協力して、最終ユーザーに向けて、それぞれの得意分野や経営資源を活かして新システム・新技術の開発及び市場の開拓を目的とする。

甲および乙はいかなる場合といえども、信義に反する行為をしてはならない。

第１条　業務提携

　　　甲及び乙が新システム・新技術の開発及び市場の開拓を共同又は協力して行う業務は、以下の業務とする。

　　　・甲は乙に対してシステム開発のための企画・開発・設計・製作・販売業務

　　　・乙はエンドユーザーに対して、本ソフトウェア販売のための企画・販売・技術サポートの窓口業務および一次切分け対応とその処置の業務

・本ソフトウェアの製品説明と技術講習会(有償・無償)の開催案内を乙のホームページに掲載する。

また、本ソフトウェアがバージョンアップした場合は、掲載内容を更新するものとする。

・本ソフトウェア販売やシステム開発に伴い発生する問題の解決は、甲、乙が相互に協力し、

必要に応じて協議を行うものとする。

第２条　業務目標

乙は甲に対して、本ソフトウエアを組み込んだシステム案件ごとの受注金額と案件毎の本ソフトウェア販売金額を別表に掲げるシステム案件計画表に記入し、毎月末に翌月以降の販売計画と納入実績を提出することとする。

本ソフトウエアの年間販売目標は、システム案件計画表に基づいて、本ソフトウエアの年間販売目標を 別表のシステム案件受注計画表 に定めて両社の販促活動につなげる。

甲及び乙は、毎月、定例会議を開催し、両社の目標達成状況を協議して事業拡大を推進する。

システム案件で他社との競争環境下にあるとき、案件獲得に向けた際に双方の見積書の内訳を共有して、案件獲得に努めること。

第３条　機密保持

　　　甲及び乙は業務遂行のために得た相手方又は顧客の情報を第３者に漏洩してはならない。

　　　甲及び乙は別途、エンドユーザーごとに「機密保持契約」を締結する。

第４条　事務処理

　　　甲及び乙の活動に伴う事務処理は、以下の要件について甲及び乙の合意の上で実施する。

・事務環境（両社の常駐又は出張者の業務先の事務所使用に伴う費用負担は無い）

　　　・事務機器及び情報環境（PC及び周辺接続に伴う費用負担は無く、各社での用意とする）

第５条　品質保証

　　　甲は乙に納入する本ソフトウエアの品質保証はARC Informatique 社の品質保証規定に基づき保証する。

他社からの仕入れ製品の品質保証については、仕入れメーカーの品質保証規定に基づき保証する。

　　　乙は本ソフトウエアの販売先における客先のエンジニアリング事業において、要求品質に問題が発生した場合は、甲及び乙協議の上、解決するものとする。

第６条　技術支援

甲は乙に対して本ソフトウエアの営業・技術に関わる人材育成の教育について、個別に協議して計画し実施する。

甲は乙に対して、本ソフトウエアの販売先のエンドユーザーに対する教育・訓練の依頼があった場合には、技術支援内容を協議したうえで支援を実施する。

甲は乙に対して、乙が開発した 本ソフトウェアを使ったシステムのトラブルは、甲又は乙の役割に応じて協議の上、本ソフトウェアの解析と是正を乙に対して行うものとする。

第７条　契約期間

本業務提携契約の期間は締結した日から２年間とする。

但し、甲又は乙のいずれかが、契約期間期限の一ヶ月前に解約の申し出がない場合は、２年間延長する。

第８条　異議申し立て

　　　本業務提携契約に対して、甲又は乙のいずれかが異議申し立てをする場合は、甲の所轄する裁判所とする。

第９条　協議事項

　　　甲又は乙が本業務提携契約書の内容について疑義が生じた場合は甲・乙協議するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年9月1日

甲

乙